

私道への公共下水道布設に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する事業計画に基づき公共下水道の整備を進める区域において、私道に公共下水道を布設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、法第9条第1項の規定による公共下水道の供用を開始する旨の公示に伴い、公共下水道の供用を開始する区域の住民が平等に水洗化の切替えができるようにするため、私道において公共下水道を布設するよう努め、及び水洗化の普及を促し、もって、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、私道とは、道路の形態を有し、不特定多数の人の通行に利用されている私有地であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(公共下水道布設の条件)

第4条 この要綱により公共下水道を布設することができる私道は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 法第9条第1項の規定により公示された供用を開始する日以前に築造がされたものであること。
- (2) 私道の一端が公共下水道の布設されている公道又は他の私道に接し、かつ、道路の形態を有しており、公共下水道の布設及び維持管理に支障がないこと。
- (3) 布設しようとする公共下水道に汚水を流入する建築物の戸数が2戸以上であって、公共下水道を布設した場合、速やかに公共下水道へ切り替えることが見込まれること。
- (4) 集合住宅（2戸建及び長屋建でないものをいう。）、社宅等を設けている敷地ではないこと。
- (5) 公共下水道を布設しようとする私道敷の全ての土地の所有者及び賃貸借その他の権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が、公共下水道を布設することについて承諾していること。

(公共下水道布設の申請)

第5条 私道に公共下水道を布設することを希望する者(以下「申請者」という。)は、代表者を定め、連名で私道への公共下水道布設申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 土地使用承諾書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要とする書類

2 申請者は、私道に公共下水道を布設するに当たり、次に掲げる事項に承諾しなければならない。

- (1) 公共下水道が布設された私道敷は、当該私道の所有者等が公共下水道の維持管理に支障がないように保全し、必要に応じて市が公共下水道の位置を明示するための杭等を設置すること。
- (2) 公共下水道が布設された私道敷の使用期間は永代であり、私道敷の使用料は無償であること。
- (3) 布設された公共下水道について、新たに当該公共下水道の利用の申出があった場合、その接続を拒んではならないこと。
- (4) 公共下水道が布設された私道敷の現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならないこと。また、やむを得ず私道の現況を変更する場合は、公共下水道に係る施設の布設替等の費用は当該私道の現況を変更したものの負担とすること。

3 申請者は、私道敷の所有権を第三者に譲渡し、又は賃貸借その他の権利を設定する場合は、譲受人その他の権利を取得する者に対し、前項各号に規定する事項を受け継がせる旨の確約をさせなければならない。

(適否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査を行い、速やかに申請の適否を決定し、私道公共下水道布設決定書(様式第3号)により通知しなければならない。

(公共下水道の布設)

第7条 市は、前条の規定により適当と認めた私道敷に公共下水道を布設するものとする。

(公共下水道布設後の措置)

第8条 前条の規定により布設した公共下水道に係る施設の所有権は市とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。